

かわさき子どもの権利の日事業部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 かわさき子どもの権利の日事業実行委員会設置要綱第3条に基づく部会として、「かわさき子どもの権利の日事業」を幅広い市民参加によりすすめるため、かわさき子どもの権利の日事業部会を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) かわさき子どもの権利の日事業の企画検討
- (2) かわさき子どもの権利の日事業の啓発・広報の検討
- (3) その他かわさき子どもの権利の日事業に関わること

(組織)

第3条 部会の委員は、別表に掲げる団体等をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

(部会長)

第5条 部会には部会長、副部会長を置く。部会長、副部会長は各1名とし、部会長はかわさき子どもの権利の日事業実行委員会代表の委員をもって充て、副部会長は委員の互選により選任する。

- 2 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会)

第6条 部会は必要に応じて、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、こども未来局青少年支援室及び教育委員会事務局総務部に置く。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めのない事項については、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別表) 第3条関係

- (1) かわさき子どもの権利の日事業実行委員会
- (2) 川崎市子ども夢パーク
- (3) 市民企画事業を行う団体
- (4) 子どもの権利に関心がある市民（公募）